

ガス供給条件に関する重要事項説明書

一般契約・選択契約（家庭用）

説明後、お客さま確認欄	説明後、説明者記入欄		
重要事項について、説明・書面交付を受け、理解しました。	一般契約 契約年月日	(西暦)	年 月 日
(署名)	供給地点特定番号 (お客様番号)		

ガス小売事業者・一般契約申込受付	選択契約お問い合わせ・申込受付
(事業者名) 金沢市 (小売登録番号) F 0 0 0 2 (所在地) 石川県金沢市広岡3丁目3番30号 (お問い合わせ) 金沢市企業局コールセンター ☎ 0120-328-117 【受付時間】 9:00～18:00 (1/1～3 は除く) ✉ k-service@city.kanazawa.lg.jp (ホームページ) https://www2.city.kanazawa.ishikawa.jp/	金沢市企業局営業開発課 石川県金沢市西念1丁目2番1号 金沢市ガスショールーム「ガスぽーと」4階 ☎ 0120-888-240 【受付時間】 平日 9:00～17:45

お客さまが金沢市（以下「本市」といいます。）にガス使用の申し込みをしていただくにあたり、本市がガス事業法に基づき説明し、お客さまにご理解いただきたい重要な供給条件については以下のとおりです。

なお、ガスの供給及び使用に関する契約の詳細は、金沢市ガス供給条例、金沢市ガス供給に関する規程、金沢市ガス供給条例及び金沢市ガス供給に関する規程の実施に関する要綱及び金沢市ガス供給における選択供給条件に関する要綱（以下「条例等」といいます。）に定めています。条例等の内容を契約の区分ごとにまとめた供給条件説明書は、本市企業局の窓口のほか、本市企業局ホームページ(<https://www2.city.kanazawa.ishikawa.jp/>)でご確認いただけます。

1. ガス使用の申し込み及び契約の成立

(1)一般契約

- ・本市との一般契約を希望される方は、あらかじめ条例等を承諾のうえ、本市にガス使用の申し込みをしていただきます。
- ・申し込みの受付は、本市企業局の窓口受付、コールセンターへの電話・FAXによる受付及びホームページからのインターネット受付といたします。
- ・一般契約は、お客さまからの申し込みを受け、本市が承諾したときに成立します。

(2)選択契約（家庭用）

- ・本市との選択契約を希望される方は、あらかじめ条例等を承諾のうえ、本市所定の申込書により申し込みをしていただきます。
- ・申し込みの受付場所は、本市企業局営業開発課といたします。
- ・選択契約は、お客さまからの申し込みを受け、本市が承諾したときに成立します。

2. 使用（適用）開始予定日

使用（適用）開始予定日は、原則として以下のとおりとなります。

〈引越（転入）等で新たにガスの使用を開始する場合〉

お客さまが希望する日（ガス開栓日）を基準として、協議することといたします。

（使用開始予定日が具体的に決定している場合は記入）

（西暦）

年

月

日

〈本市の一般契約又は他の選択契約からの変更の場合〉

申し込み後、所定の手続きの完了後に到来する最初の検針日の翌日といたします。

3. お客さまからの申し出による契約の変更、更新及び解約

(1)一般契約

- ・一般契約の変更及び引越し等に伴う解約については、本市企業局の窓口又はコールセンターまでご連絡ください。

(2)選択契約（家庭用）

- ・選択契約の変更及び解約については、本市企業局営業開発課又はコールセンターまでご連絡ください。
- ・この選択契約の契約期間は、契約成立日から解約した日までとします。
- ・本市は以下の場合、その申し込みを承諾しないことがあります。
 - 1) この選択契約の契約成立日から1年を経過する日前に他の選択契約への変更を申し込まれた場合
 - 2) この選択契約及び他の選択契約を契約成立日から1年を経過する日前に解約又は一般契約への変更をされ、1年を経過しないうちに同一需要場所において再びこの選択契約及び他の選択契約の申し込みをされた場合

4. 本市からの契約の変更及び解約

- ・本市は、条例等を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の

条例等によるものとします。その場合には、あらかじめ本市企業局の窓口及びホームページにおいて掲示いたします。なお、お客さまは変更を承諾いただけない場合には契約を解約することができます。

- ・ガスの供給を停止されたお客さまが、本市の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、契約を解約することがあります。

5. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法など

- ・あらかじめ定めた期間に毎月1度検針を行います。
- ・ガス料金は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定した使用量に基づくものとし、基本料金、従量料金（原料費調整額を含みます。）及び消費税等相当額の合計といたします。
- ・お客さまに適用するガスの料金表は、（別表）料金表を参照ください。
- ・料金の支払義務発生日（調定日）から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（3%割増）となります。
- ・ガス料金は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- ・本市はお客さまの使用量などのお知らせを、原則として検針票にてお知らせいたします。

6. ガス料金のお支払い方法

- ・ガス料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

7. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

- ・本市は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性のガスを供給いたします。
- ・供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、本市の類別は13Aですので、消費機器は13Aとされている消費機器が適合いたします。

熱 量		ガス栓の出口における圧力		燃焼性 (ガスグループ)
標準：46.0 MJ/m ³	最低：44.4 MJ/m ³	最高：2.5 kPa	最低：1.0 kPa	13A

8. ガス工事

- ・ガス工事が必要な場合は、条例等に基づき申し込みをしていただきます。
- ・ガス工事に伴う費用は、上記に基づき、お客さまに負担いただきます。

9. お客さまの責任及び協力のお願い

- ・ガス使用にあたり、保安等の観点から承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。

- ①必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立入ること。
- ②ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用の中止又は制限をすること。
- ③契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
- ④お客さまがガス漏れを検知したときには、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、本市企業局に通知していただくこと。
- ⑤内管及びガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。
- ⑥ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、本市がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。

(別表) 料金表

- 適用条件等の詳細は、本市企業局ホームページ及び本市企業局の窓口に掲示する選択供給条件説明書をご参照ください。
- ガス料金は基本料金（税抜）と従量料金（従量料金単価（税抜）×使用量）の合計額に消費税等相当額を加算したものととなります。割引制度が適用される契約については、合計額（税抜）より割引額（税抜）を差し引いた額に消費税等相当額を加算した額となります。なお、1ヵ月のご使用量が0m³の場合は割引の適用は行いません。
- 従量料金単価は、毎月基準単位料金に平均原料価格の変動を反映した原料費調整額を加減し決定いたします。

() 内は消費税等相当額加算前

一般契約

料金表	1ヵ月のご使用量	基本料金	基準単位料金	割引制度
A	10m ³ まで	682円 (620円)	272.756円 (247.96円)	【あるG割】 高効率給湯器 : 3%割引 高効率給湯器+エコまたは暖房機器 : 4%割引 高効率給湯器+エコ+暖房機器 : 5%割引 ※1ヵ月の割引上限額: 2,200円 (2,000円) ※暖房機器: 温水暖房システムまたはストーブ
B	10m ³ をこえ20m ³ まで	704円 (640円)	270.556円 (245.96円)	
C	20m ³ をこえ60m ³ まで	979円 (890円)	256.806円 (233.46円)	
D	60m ³ をこえ130m ³ まで	1,100円 (1,000円)	254.793円 (231.63円)	
E	130m ³ をこえる	1,815円 (1,650円)	249.293円 (226.63円)	

※一般契約のあるG割適用は家庭用高効率給湯器契約となります。

家庭用ガス温水暖房契約（いいGぱらん）

適用条件: 温水暖房システムを使用する温水機器（床暖房、ルームヒーター、浴室暖房乾燥機など）をご利用の場合

料金表	1ヵ月のご使用量	基本料金	基準単位料金	割引制度
A	10m ³ まで	682円 (620円)	272.756円 (247.96円)	【あるG割】 高効率給湯器 : 3%割引 高効率給湯器+エコまたはストーブ : 4%割引 高効率給湯器+エコ+ストーブ : 5%割引 ※1ヵ月の割引上限額: 2,200円 (2,000円)
B	10m ³ をこえ20m ³ まで	704円 (640円)	270.556円 (245.96円)	
C	20m ³ をこえる	3,300円 (3,000円)	140.800円 (128.00円)	

家庭用食器洗い乾燥機ガス給湯接続契約（サラちゃんぱらん）

適用条件: 食器洗い乾燥機にガス給湯器を接続してご使用の場合

料金表	1ヵ月のご使用量	基本料金	基準単位料金	割引制度
A	[冬期以外] 10m ³ まで	682円 (620円)	272.756円 (247.96円)	【あるG割】 高効率給湯器 : 3%割引 高効率給湯器+エコまたは暖房機器 : 4%割引 高効率給湯器+エコ+暖房機器 : 5%割引 ※1ヵ月の割引上限額: 2,200円 (2,000円) ※暖房機器: 温水暖房システムまたはストーブ
B	[冬期以外] 10m ³ をこえ20m ³ まで	704円 (640円)	270.556円 (245.96円)	
C	[冬期以外] 20m ³ をこえる	2,607円 (2,370円)	175.637円 (159.67円)	
D	[冬期] 10m ³ まで	682円 (620円)	272.756円 (247.96円)	
E	[冬期] 10m ³ をこえ20m ³ まで	704円 (640円)	270.556円 (245.96円)	
F	[冬期] 20m ³ をこえ60m ³ まで	2,233円 (2,030円)	194.282円 (176.62円)	
G	[冬期] 60m ³ をこえる	3,740円 (3,400円)	169.169円 (153.79円)	

※冬期以外: 4～11月検針分、冬期: 12～3月検針分

家庭用コージェネレーションシステム契約（マイエコぱらん）

適用条件: 家庭用コージェネレーションシステム（エネファーム、エコウィル）をご利用の場合

料金表	1ヵ月のご使用量	基本料金	基準単位料金	割引制度
A	[冬期以外] 15m ³ まで	682円 (620円)	272.756円 (247.96円)	なし
B	[冬期以外] 15m ³ をこえる	3,113円 (2,830円)	111.100円 (101.00円)	
C	[冬期] 25m ³ まで	682円 (620円)	272.756円 (247.96円)	
D	[冬期] 25m ³ をこえる	4,400円 (4,000円)	124.410円 (113.10円)	

※冬期以外: 4～11月検針分、冬期: 12～3月検針分

家庭用暖房契約（冬得ぱらん）

適用条件: ガスファンヒーター、ガスストーブ等をご利用の場合

料金表	1ヵ月のご使用量	基本料金	基準単位料金	割引制度
A	[冬期以外] 10m ³ まで	682円 (620円)	272.756円 (247.96円)	なし
B	[冬期以外] 10m ³ をこえ20m ³ まで	704円 (640円)	270.556円 (245.96円)	
C	[冬期以外] 20m ³ をこえ60m ³ まで	979円 (890円)	256.806円 (233.46円)	
D	[冬期以外] 60m ³ をこえ130m ³ まで	1,100円 (1,000円)	254.793円 (231.63円)	
E	[冬期以外] 130m ³ をこえる	1,815円 (1,650円)	249.293円 (226.63円)	
[冬期] 冬期以外の平均使用量以下		A～E表を適用		
F	[冬期] 冬期以外の平均使用量をこえる分	330円 (300円)	172.315円 (156.65円)	

※冬期以外: 4～11月検針分、冬期: 12～3月検針分